

非常事態宣言の発令

ノボア大統領は、殺人や強盗などの暴力行為が続いている以下の地域に対し、60日間（2026年1月3日までの予定）の非常事態宣言を発令しました。

- 1 グアヤス県
- 2 マナビ県
- 3 サンタ・エレナ県
- 4 ロス・リオス県
- 5 エル・オロ県
- 6 コトパクシ県のラ・マナ市
- 7 ボリバル県のラス・ナベス市およびエチェンディア市

在留邦人および旅行されている皆様におかれましては、同地域への不要不急な外出を控え、治安情勢に関する最新情報を入手し、不測の事態に巻き込まれないよう 身の安全確保にご留意いただけるようお願いします。

【参考】大統領令第202号

https://minka.presidencia.gob.ec/portal/usuarios_externos.jsf